

宮城県台湾向け生果実検疫指導要領

宮城県農政部

(目的)

第1 本県において生産され、台湾へ輸出するりんご、なし、もも及びすももの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、「植物防疫法（昭和25年法律第151号）」、「植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号、以下「規則」という。）」、「輸出植物検疫規程（昭和25年農林省告示第231号）」及び「台湾向け生果実検疫実施要領（平成18年2月7日付け17消安第11342号農林水産省消費・安全局長通達）（以下「国の要領」という。）」に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(生産園地の登録)

- 第2 選果こん包施設（以下「施設」という。）の責任者が、みやぎ米推進課長あて提出する生産園地の登録申請は、別記様式1により、もも及びすももについては、1月10日又は輸出開始予定日の60日前の日のいずれか早い日まで、なし及びりんごについては、4月10日又は輸出開始予定日の60日前の日のいずれか早い日までとする。
- 2 病害虫防除所長は、前項の申請を受領した場合は、別表1の（1）、（2）及び（3）に掲げる項目について、現地確認及び指導を行うとともに、確認調査結果について、別記様式2によりみやぎ米推進課長に報告するものとする。
- 3 病害虫防除所長は、項目の内容に不備がある場合には、施設の責任者に対し必要な改善措置を行うよう指導し、その確認事項について、別記様式3により提出を求めるものとする。
- 4 病害虫防除所長は、前項の提出があったときには現地確認及び指導を行い、確認調査結果について、別記様式2により、みやぎ米推進課長に報告するものとする。
- 5 みやぎ米推進課長は、国の要領第3の1に定める要件を満たしていると認めた場合には、生産園地を登録するものとし、その旨を施設の責任者に通知するとともに、農業振興課長及び登録された生産園地を所管する農業改良普及センター所長に生産園地が登録されたことを通知するものとする。

(選果こん包施設の登録申請)

- 第3 病害虫防除所長は、施設の責任者から国の要領第3の2の（1）に基づく申請があったときには、別表1の（4）に掲げる項目について、現地確認及び指導を行うとともに、速やかに確認調査結果について、別記様式2により、みやぎ米推進課長に報告するものとする。
- 2 病害虫防除所長は、別表1の（4）において不備が確認されたときには、適切な指導を行い、選果こん包の実績が確認できる翌年度に再度確認を行うものとする。
- 3 みやぎ米推進課長は、1の報告を受けたときは、植物防疫所長あてに、国の要領第2号

様式により提出するものとする。

- 4 みやぎ米推進課長は、植物防疫所長から施設の登録通知を受領した場合には、その旨施設の責任者に通知するとともに、病害虫防除所長、農業振興課長及び登録された施設が所在する地域を所管する農業改良普及センター所長に通知するものとする。

(台湾側検査官による査察)

- 第4 みやぎ米推進課長は、農林水産省消費・安全局植物防疫課長より、台湾側検査官の査察日程等について通知を受け取った場合は、査察に際し現地に担当者を派遣するとともに、農業改良普及センター所長と病害虫防除所長に担当者の同行について依頼するものとする。
- 2 みやぎ米推進課長は、台湾側検査官による査察に対応するため、通訳の手配、査察現場までの案内のほか、登録施設の責任者、植物防疫所等の関係機関との調整を行うものとする。
- 3 病害虫防除所長は、台湾側検査官による査察に同行するため担当者を派遣するとともに、検査官による指摘事項に対応するため、査察を受ける施設の責任者を指導するものとする。

(国内においてモモシクイガが発見された時の対応)

- 第5 みやぎ米推進課長は、国の要領第8の5の(2)の通知を受領した場合は、不合格荷口を選果こん包した施設の責任者に対し、施設の登録の取り消しを直ちに通知するとともに、病害虫防除所長に対し、現地確認及び指導を行うとともに、不合格事例に対する確認調査報告について、別記様式4により、報告するよう指示するものとする。
- 2 病害虫防除所長は、選果からこん包までの一連の流れを確認した上で、施設の責任者から作業方法や作業体制について聞き取り調査を行うものとする。
- 3 みやぎ米推進課長は、速やかに植物防疫所長等に、現地確認及び指導の結果について報告するものとする。
- 4 みやぎ米推進課長は、不合格荷口を選果こん包した施設の責任者が、再発防止のため改善措置を講じたときは、不合格事例に対する改善状況について、別記様式5により、病害虫防除所長を経由し、みやぎ米推進課長まで報告するよう求めるものとする。
- 5 病害虫防除所長は、前項の報告を受けたときは、速やかに改善事項について確認を行い、不合格事例に対する確認調査報告について、別記様式4により、みやぎ米推進課長に報告するものとする。
- 6 みやぎ米推進課長は、速やかに植物防疫所長等に報告するものとする。
- 7 みやぎ米推進課長は、登録が取り消された施設の再登録がなされたときは、当該施設の責任者にその旨通知するものとする。

(台湾においてモモシクイガが発見された時の対応)

- 第6 みやぎ米推進課長は、国の要領第9の1の(1)及び(2)または、国の要領第9の2

- の（１）及び（２）の通知を受領した場合は、その内容を病害虫防除所長及び県内の全ての登録施設の責任者に通知するものとする。
- ２ みやぎ米推進課長は、直ちに病害虫防除所長に、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った施設を調査させ、原因の究明を行わせるとともに、改善方策について、別記様式４により報告を求めるものとする。
 - ３ 病害虫防除所長は、選果からこん包までの一連の流れを確認した上で、施設の責任者から作業方法や作業体制について聞き取り調査を行うものとする。
 - ４ みやぎ米推進課長は、速やかに植物防疫所長等に、現地確認及び指導の結果について報告するものとする。
 - ５ みやぎ米推進課長は、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った施設の責任者が再発防止のため改善措置を講じたときは、不合格事例に対する改善状況について、別記様式５により、病害虫防除所長を経由し、報告するよう求めるものとする。
 - ６ 病害虫防除所長は、前項の報告を受けたときは、速やかに改善事項について確認を行い、不合格事例に対する確認調査報告について、別記様式４により、みやぎ米推進課長に報告するものとする。
 - ７ みやぎ米推進課長は、速やかに植物防疫所長等に報告するものとする。
 - ８ みやぎ米推進課長は、国の要領第９の１の（４）または、国の要領第９の２の（４）による、モモシクイガが発見された生果実の選果こん包を行った施設及びその登録生産園地以外の県内全ての施設及び生産園地の再登録について通知があったときには、当該施設の責任者にその旨を通知するものとする。

附則

この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

附則

この要領は、平成３０年４月２日より施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日より施行する。

別表1

項目	確認内容	指導内容
(1) 生産園地の要件 (国の要領第3の1の(1)関係)	生産園地は、宮城県内に所在していることを、防除記録等により確認する。	防除記録等による生産園地の確認ができなかったときは、防除記録の書式を修正し、防除記録による生産園地の所在が確認できるよう指導する。
(2) モモシンクイガ防除の徹底 (国の要領第3の1の(2)関係)	生産園地が県や生産者団体等の提供する防除暦等に従い、適切なモモシンクイガの防除が行われる体制にあるか、防除記録等により確認する。	防除暦等が確認されないときは、県や生産者団体等から防除暦を入手し、適切な防除を行うよう指導する。
(3) 防除状況の記録と保管 (国の要領第3の1の(3)関係)	防除状況が記録された生産園地の防除記録が保管されていること。ただし、市場等から生果実を購入しているときは、当該市場等が保管している生産園地の防除記録を追跡できるよう、市場等が発行する生産者番号等の識別情報を保管していることを確認する。なお、確認時点においては、当該年産生果実の防除は実施されていないことから、前年産の防除記録等により確認する。	前年産の防除記録が確認できないときは、当該年産の生果実を輸出するにあたり、当該年産の防除記録又は、市場等から生果実を購入しているときは、当該市場等が発行する生産者番号等の識別情報を入手し、保管するよう指導する。
(4) 作業日報等の記録と保管	輸出検査においてモモシンクイガの寄生果実が発生したときに対応できるよう、国の要領第5に定める「台湾向け生果実選果こん包実施報告書」の根拠となる作業日報や製造日報等を記録・保管していることを確認する。ただし、確認時点においては、当該年産生果実の輸出はまだおこなわれていないことから、前年産生果実における作業日報等を確認する。	記録及び保管状況が確認できないときは、当該年産の生果実の選果・こん包に当たり作業日報等を記録、保管するよう指導する。